

2019年10月8日



各 位

会社名：株式会社省電舎ホールディングス  
代表者名：代表取締役社長 橋口 忠夫  
(コード番号：1711 東京証券取引所二部)  
問い合わせ先：取締役管理本部長 田中 圭  
(Tel:03-6821-0004)

## 招集通知記載事項の一部追加に関するお知らせ

当社「臨時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に追加すべき点がございましたので、お詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおりのご報告をさせていただきます。

記

### 【追加箇所】

1. P5 株主総会参考書類 第1号議案 子会社株式の譲渡契約承認の件  
1. 株式譲渡の理由（追加箇所には\_\_ を付して表示しております）

(追加前)

1. 株式譲渡の理由

<略>

今後、当社は、省エネルギーソリューション事業、及び、環境改善並びに BCP（事業継続計画）に配慮した、自家消費型太陽光発電設備関連事業に資源を集中してまいります。これらの事業推進のため、当社では、創エネルギー、蓄エネルギーに関する技術・製品・システムを基軸とし、アフターサービスまで取り込んだ、循環型事業推進のワンストップソリューションの体制を強化する方針であります。これらの実現により、当社では、持続可能型社会の実現に貢献し、企業価値の向上を図ってまいります。

(追加後)

1. 株式譲渡の理由

<略>

今後、当社は、省エネルギーソリューション事業、及び、環境改善並びに BCP（事業継続計画）に配慮した、自家消費型太陽光発電設備関連事業に資源を集中してまいります。これらの事業推進のため、当社では、創エネルギー、蓄エネルギーに関する技術・製品・

システムを基軸とし、アフターサービスまで取り込んだ、循環型事業推進のワンストップソリューションの体制を強化する方針であります。これらの実現により、当社では、持続可能型社会の実現に貢献し、企業価値の向上を図ってまいります。

なお、上記株式譲渡の効力発生日は、2019年10月17日を予定しております。

## 2. P8 4. 株式譲渡契約の内容の概要（修正箇所には\_\_ を付して表示しております）

（追加前）

### 4. 株式譲渡契約の内容の概要

株式譲渡契約書（写）

<略>

（追加後）

### 4. 株式譲渡契約の内容の概要

株式譲渡契約書（写）

<略>

※当社は中村健治氏との間で、2019年9月24日、上記契約の変更契約である以下の「株式譲渡契約の変更に関する覚書」を締結しております。

### 株式譲渡契約の変更に関する覚書（写）

株式会社省電舎ホールディングス（以下「甲」という。）及び中村健治（以下「乙」という。）は、甲が保有する株式会社エールの普通株式610株（以下「本件株式」という。）の乙への譲渡（以下「本件譲渡」という。）に関する2019年7月19日付け株式譲渡契約書（以下「本契約」という。）の変更に関し、以下のとおり合意した（以下「本覚書」という。）。

#### 第1条（契約の変更）

甲及び乙は、合意により、本契約の第2条を以下のとおり変更する。

（下線は変更部分）

変更前	変更後
第2条（株式譲渡） 1. 甲は、本件株式を2019年7月19日（以下「クロージング日」という）付けで、次項に定める譲渡代金が全額支払われてい	第2条（株式譲渡） 1. 甲は、本件株式を2019年10月17日（以下「クロージング日」という）付けで、次項に定める譲渡代金が全額支払われて

変更前	変更後
<p>ることを条件として、乙に譲渡するものとする。</p> <p>2. 乙は本件株式の譲渡代金として、<u>クロージング</u>日までに、1株金 131,147.55 円に本件株式の数 610 株を乗じた金額八千万円を甲の下記口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込費用は、乙の負担とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>いることを条件として、乙に譲渡するものとする。<u>ただし、万が一、甲の同月 16 日開催の臨時株主総会で、甲から乙に対する本件株式の譲渡が承認されなかった場合、当該承認がなされる日の翌日までクロージング日は延期されるものとし、甲は可能な限り速やかに当該承認が得られるよう対応するものとする。</u></p> <p>2. 乙は本件株式の譲渡代金として、<b>2019 年 7 月 19 日</b>までに、1株金 131,147.55 円に本件株式の数 610 株を乗じた金額八千万円を甲の下記口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込費用は、乙の負担とする。</p> <p>(以下略)</p>

## 第 2 条 (変更の効力)

本覚書に基づく本契約の変更の効力は、本契約締結日に遡って効力を生じる。

## 第 3 条 (規定外事項)

1. 本覚書に定めがない事項については、本契約の各規定が適用されるものとする。

2. 本覚書及び本契約に定めがない事項については、本覚書及び本契約の趣旨に従い、契約当事者が誠実に協議したうえで決定する。

以上、本覚書締結を証して、甲及び乙は、本書を 2 通作成し記名押印の上、各 1 通を保有する。

2019 年 9 月 24 日

甲：東京都港区芝大門二丁目 2 番 11 号

株式会社省電舎ホールディングス

代表取締役社長 橋口 忠夫 印

乙：東京都渋谷区

中村 健治 印

以 上